

官公署届出書類一覧

当局：大阪市建設局

表中 く>は法令の略号を表す。

工事区分		申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令
共通関係	管理施設等の道路使用等	道路占用許可申請	当局	道路管理者	着工前	目的,場所,期間,構造,方法,時期,復旧方法	道路法 32条 大阪市道路占用規則
		道路使用許可申請	当局	警察署長	着工前	目的,場所,期間,方法	〈道公法〉 77条
		支障移転請求	当局 (受注者代行)	供給会社等	着工30日前まで		
		工事負担金	当局 (設計担当課)	〃	〃		
係	消防	工事を施工するための現場に設ける事務所等の届	受注者	消防署長	当該行為を行う日の3日前		大阪市火災予防条例 58条
	下水道敷の占用	下水道の敷地占用許可申請	受注者	市長(当局)	着工前		大阪市下水道条例 18条
建築関係	建築物・工作物	計画通知[確認申請]建築物,工作物	当局 (設計担当課)	建築主事	着工前	昇降機及び昇降機以外の電気・機械設備を含む。工作物は、〈建基令〉138条に指定されたもの	〈建基法〉 18条 〈建基則〉 1条
		工事完了検査申請書	当局 (設計担当課)	建築主事	完了した日から4日以内	検査を受け検査済証受領	〈建基法〉 18条
		特定建築物届	当局 (受注者代行)	市長(保健所)	使用開始後1カ月以内	所在地、用途、延面積、構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者名その他	〈ビル管法〉5条 ※3000㎡以上 事務所ビル
		防火対象物使用開始届	当局 (受注者代行)	消防長(消防署長)	使用開始の7日前	設計書,計算書,系統図,平面図等を添付	大阪市火災予防条例 56条
電気設備関係	電	保安規程届	当局	経済産業局	着工前		〈電事法〉 42条
		主任技術者選任届	〃	〃	〃		〃 43条
		工事計画届	〃	〃	着工30日前まで	最大電力1,000kW以上又は受電電圧10kV以上の需要設備 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設に該当する非常用予備発電装置ほか	〃 48条
	力	使用前安全管理審査申請	〃	〃	審査希望日を1カ月前までに近畿経済産業局施設課自家用係に連絡 申請書は審査希望日の2週間前まで	〃	〃 50条の2
		経済産業省告示第933号に基づく確認行為依頼	〃	〃	できる限り早く立入確認実施期間をも見込み、使用開始予定日の2週間前まで	特別の理由により、工事計画の事前届出をした電気工作物の一部を使用する場合	告示 933号
		試験使用届	当局	経済産業局	試験使用を行う前		〈電事法規則〉 70条
		自家用電気使用申込	当局 (受注者代行)	電力会社	着工前		電気供給規程

工事区分		申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令
電気	電力	電気需給契約	当局 (受注者代行)	電力会社	供給承諾時		電気供給規程
		自家用電気工作物落成予定通知	〃	〃	落成予定確定時		〃
		自主検査成績書	〃	〃	送電前		〃
		電灯・動力使用申込	〃	〃	着工前		〃
設備関係	通信	加入申込	当局 (受注者代行)	第1種通信事業者	利用意志確定次第		
		専用申込	〃	〃	〃		
		自営端末設備の接続請求	〃	〃	完成前		
	電波	高層建築物等予定工事届	当局 (設計担当課)	総合通信局	着工前	伝搬障害防止区域に31mを超える建築を行うとき (建築中の場合)	電波法 102条
		高層建築物等工事計画届	〃	〃	伝播障害防止区域に指定されたとき		電波法 102条
消防設備関係	消防	消防用設備等着工届	当局 (受注者代行)	消防長(消防署長)	着工10日前まで	自動火災報知設備等	消防法 17条の14 ※注 消防設備士が届出 〈消防則〉 33条の18 大阪市火災予防条例 57条
		電気設備設置届	〃	〃	設置工事開始3日前まで	変電設備(20kW以上)内燃機関による発電設備、蓄電池設備(4,800Ah・セル以上)等	
		消防用設備等設置届	〃	〃	工事完了後4日以内	消防用設備等に関する図書及び同試験結果報告書添付	消防法 17条の3
		消防設備等免除申請	当局	〃	着工前10日前まで		消防法施行令 大阪市火災予防条例
給水設備関係	上水道(給水装置)	給水装置工事申込書兼施工承認申請	当局 (受注者代行)	水道局(水道工事センター)	着工前	案内図、配置図、配管図添付の上承認を受ける(上水道－給水装置)	大阪市水道事業給水条例
		工事完了届	〃	〃	完了時	工事完成図添付	〃
		使用開始届	〃	〃	使用前	申込後量水器取付	〃
	簡易専用水道	簡易専用水道使用届	当局 (設計担当課)	保健所長	使用開始後1ヶ月以内	設備の配置系統図 受水タンク廻り図	水道法34条の2 (受水タンク有効容量10m ³ 以上)
高さ8m水槽超過		計画通知[確認申請]工作物	当局 (設計担当課)	建築主事	着工前	配置図、平面図、構造図、断面図添付	<建基法>88条 (18[6]条)
		工事完了届	〃	〃	完了した日から4日以内	検査を受けて検査済証受領	<建基法> (18[7]条) <建基令>138条

工事区分		申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令
ガス設備関係	都市ガス	ガス工事申込 (大阪ガス請負時は除く)	当局 (受注者代行)	大阪ガス	着工前	設計図,建物平面図	〈ガス法〉 17条 供給規程
	液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵又は 取扱いの開始届(300kg 以上貯蔵の場合)	当局 (受注者代行)	消防署長	着工前	取扱数量,位置,構造, 消防設備の概要	消防法 9条の3 〈危険令〉 1条の10
		特定高圧ガス消費者の 消費の届(3,000kg以上)	〃	大阪府知事	消費開始20 日前まで	位置,構造,設備,消費 の方法	〈高ガス法〉 24条の2
冷凍設備関係	一ガ スの 日 の 5 ト ン 以 上 、 フ ロ ン そ の 他 (注)1	高圧ガス製造許可申請	当局 (受注者代行)	大阪府知事	製造開始の 20日前まで	ガスの種類,製造計 画書添付	〈高ガス法〉 5条 〈冷凍則〉 4条
		製造施設完成検査申請	〃	〃	完成時	検査を受けて検査 済証受領	〈高ガス法〉 20条 〈冷凍則〉 18条
		高圧ガス製造開始届	〃	〃	製造開始時		高ガス法 21条 〈冷凍則〉 8条 ※注 〈高ガス法〉 5-1-2で定め る値を〈高ガス令〉 3-2で規定
備関係	一2 の 日 の 5 ト ン 以 上 、 フ ロ ン 未 満 、 そ の 他 満 (注)1	高圧ガス製造届	当局 (受注者代行)	大阪府知事	製造開始の 20日前まで	ガスの種類,製造施 設明細添付	〈高ガス法〉 5条 〈冷凍則〉 5条

3 官公署届出書類一覧

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令
ボイラー及び第一種圧力容器設備関係	新設のもの	構造検査申請	製造者	労働基準局長	製造後	検査を受け刻印及び明細書に検査済印を受ける 〈安衛法〉 38条 〈ボイラー則〉5条 〈ボイラー則〉51条 (第一種圧力容器) ※注 現場組立のボイラーにあっては設置完了後に構造検査を受ける。
		設置届	当局 (受注者代行)	労働基準監督署長	設置30日前まで	明細書,構造検査済証,配置図,配管図,据付主任者選任 〈安衛法〉 88条 〈ボイラー則〉10条,16条, 〈ボイラー則〉56条 (第一種圧力容器)
		ボイラー据付工事作業主任者選任届	受注者	〃	据付前	技能講習終了者より選任 〈ボイラー則〉16条
		落成検査申請	当局 (受注者代行)	〃	落成時	検査を受け検査証受領 〈安衛法〉 38条 〈ボイラー則〉14条 〈ボイラー則〉59条 (第一種圧力容器)
	再使用のもの	使用再開検査	当局 (受注者代行)	労働基準監督署長	竣工時	構造図,明細書,配置図 〈安衛法〉 88条 〈ボイラー則〉46条 (第一種圧力容器)
小型ボイラー	—	設置報告	受注者	労働基準監督署長	竣工時	構造図,明細書,配置図 〈安衛法〉 100条 〈ボイラー則〉91条 〔小型ボイラー〕 〔小型圧力容器〕
火を使用する設備関係	ボイラー・炉・かまど・熱風炉・炉(小型以下)	火を使用する設備等の設置届	当局 (受注者代行)	消防長 (消防署長)	設置の日の5日前まで	設備概要,配置図 消防法 9条 大阪市火災予防条例57条

3 官公署届出書類一覧

工事区分		申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令
危険物の製造所・貯蔵所・取扱所関係	指定数量の30倍超過等	危険物保安監督者選任届	当局 (受注者代行)	市長	選任したとき遅滞なく		消防法 13条 〈危険令〉 31条 〈危険則〉 48条
	数量以上	危険物設置又は変更許可申請(製造所・貯蔵所・取扱所)	当局 (受注者代行)	市長	着工前	製造設備,構造明細添付	消防法 11条 〈危険令〉 6条
		危険物取扱所仮使用承認申請書	〃	〃	〃		
		軽微な変更届出書	〃	〃	〃		
		危険作業届出書	〃	〃	〃		
		水張,水圧検査申請	製造者	〃	施工中	容器に配管,付属品を取り付ける前に申請	〈危険令〉 8条の2
		完成検査申請	受注者	〃	完成時	検査を受け検査証受領	〈危険令〉 8条
	指定数量の1/5以上	少量危険物の貯蔵取扱届出	当局 (受注者代行)	消防署長	開始する日の7日前まで	品名,数量等	大阪市火災予防条例60条
ばい煙関係	—	ばい煙発生施設設置届	当局 (受注者代行)	市長 (環境局)	着工60日前まで	ばい煙発生施設の種別,構造,使用方法,処理方法	〈大気法〉 6条 〈大気法〉 10条 〈大気法〉 31条 〈大気令〉 13条 大阪府生活環境の保全に関する条例 17条
3 官公署届出書類一覧	伴う建設工事に特定建設作業を	特定建設作業実施届	当局 (受注者代行)	市長 (環境局)	作業開始7日前まで	特定建設業の種類,場所,期間,振動防止の方法等	〈振動法〉 14条 〈振動則〉 10条
騒音関係	施設を設ける場合に特定	特定施設設置届	当局 (受注者代行)	市長 (環境局)	着工30日前まで	特定施設の種別,数,騒音防止方法,配置図	〈騒音法〉 6条 〈騒音法〉 25条

工事区分		申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘 要	法 令
昇 降 機	—	計画通知書(昇降機) ・設置届 ・廃止届 ・完了届	当局 (受注者代行)	建築主事	着工前 廃止前 完了時	建築配置図 昇降機据付平面図 横断面図等 構造詳細図	〈建基法〉 6条 〈建基則〉 1条
		クレーン設置届	当局 (受注者代行)	労働基準監督 署長	設置工事開始 30日前まで	クレーン明細書,組立 図,強度計算書,据付周 囲状況,基礎概要等添 付	〈安衛法〉 88条 〈安衛令〉 13条 〈クレーン則〉 5条
ク レ ー ン	3 t 以 上	クレーン落成検査 申請書	〃	〃	受験希望日 15日前まで		〈クレーン則〉 6条
		クレーン変更届	〃	〃	変更工事開始 30日前まで	クレーン検査証, 変更部分図面	〈クレーン則〉 44条
		クレーン変更検査 申請書	〃	〃	受験希望日 15日前まで		〈クレーン則〉 45条
		休止・廃止報告書	〃	〃	遅滞なく	検査証	〈クレーン則〉 48条
	30 t 未 満 以 上	クレーン設置報告書	〃	〃	設置前まで		〈クレーン則〉 11条
ゴ ン ド ラ	—	ゴンドラ設置届	受注者	労働基準監督 署長	設置工事開始 30日前まで	明細書,検査済証,組立 図,据付ける箇所の周 囲の状況,固定方法等 添付	〈安衛法〉 88条 〈ゴンドラ則〉 10条
ダ イ オ キ シ ン 関 係	—	特定施設設置 (使用・変更)届出書	当局 (受注者代行)	市長 (環境局)	工事着手予定 日61日前まで		〈安衛法〉 88条 〈ダイ特法〉12条 1
		特定施設使用届	〃	〃	法対象施設と なった日から 30日以内		
		建設工事計画書	当局 (受注者代行)	労働基準監督 署長	設置工事開始 14日前まで	廃棄物焼却施設解体 工事計画届出概要書, 周辺状況図,解体対象 施設概要図,工事用機 械等配置図,工法概要 を示す書面又は図面, 工程表等	〈安衛法〉 88条 〈安衛則〉 90条 5号
石 綿 関 係	が耐 火又 は石 綿等 け耐 火建 物の 解体 作業 に石 綿等 が上 記以 外の 建物 等 を石 綿等	建設工事計画書	受注者	労働基準監督 署長	工事開始 14日前まで	施工計画社内審査書, 現場案内図,石綿等除 去工事概要書,事前調 査結果,作業に係る建 設物等概要図面,工事 用機械設備建設物等 配置図面,石綿等除去 方法図面・書面,労働災 害防止方法,工程表	〈安衛法〉 88条 〈安衛則〉90,91 条
		建築物解体等作業届	〃	〃	工事開始まで	現場案内図,作業に係 る建築物等概要図面	〈安衛法〉 100 条 〈安衛則〉 5条

(注)1. 冷凍設備で,第1種製造者は設置許可,第2種製造者は設置届が必要である。

第一種圧力容器に関する手続き・検査

	手続者	検査項目	提出書類、提出先	検査内容	備 考
所轄都道府県労働基準局の所管	製造者が手続きする	労働基準局長の製造許可	・第一種圧力容器製造許可申請書 ↓（構造図面添付） 労働基準局長宛	設定能力 工作能力 製造設備能力 検査設備能力 } 等の監査	
		構造規格に基づき製作			製造許可工場のみが作れる
		溶接検査	・第一種圧力容器溶接検査申請書 ・第一種圧力容器溶接明細書 ↓ 労働基準局長宛	材料検査 開先検査 内外観検査 機械的試験 レントゲン検査	合格のものに番号刻印が押され、圧力容器明細書に構造検査済の印を押して交付される
		構造検査	・第一種圧力容器構造検査申請書 ・第一種圧力容器明細書 （構造図面、強度計算書添付） ↓ 労働基準局長宛	材料検査 構造規格検査 内外観検査 水圧試験 付属品の検査	合格のものに番号刻印が押され、圧力容器明細書に構造検査済の印を押して交付される
		製品完成			
所轄労働基準監督署の所管	使用者が手続きする	設 置	・第一種圧力容器設置届 〔 設置場所周囲状況図 タンク廻り配管図添付 〕 ・第一種圧力容器明細書 ↓ 労働基準監督署長宛		溶接検査と構造検査に合格しない容器は設置できない
		落成検査	・第一種圧力容器落成検査申請書 ↓ 労働基準監督署長宛	設置状況の検査 タンク廻り配管の検査 付属品の検査 取扱主任者選任確認	落成検査に合格した圧力容器に第一種圧力容器検査証が交付される
		使 用	・第一種圧力容器取扱作業主任者選任		作業主任者の氏名を圧力容器の設置している場所の見やすい箇所に掲示する
		性能検査	・第一種圧力容器性能検査申請書 （検査証、設置届関係書類 定期自主点検記録過去3年間分） ↓ 労働基準監督署長宛	使用後の状況検査 缶体の変形腐食の状況 付属品の損耗状況 水圧試験（必要なもののみ）	年一回を原則とする有効期限満了日の2ヶ月前から受付可能
		変 更 変更検査	・第一種圧力容器変更届 （第一種圧力容器検査証、 変更内容書類添付） ・第一種圧力容器変更検査申請書 ↓ 労働基準監督署長宛	変更部の確認 工作の適合性 溶接の変更部は ・機械的試験 ・レントゲン検査	圧力容器の胴、鏡板、底板、管板、ふた板、ステーを変更する場合

第二種圧力容器に関する手続き・検査

	手 続 者	検 査 項 目	提 出 書 類、 提 出 先	検 査 内 容	備 考
所轄労働基準局所管	製造者が手続きする	第二種圧力容器構造規格に基づいて製作			
		耐圧検査	・第二種圧力容器個別検定申請書 ・第二種圧力容器明細書 (構造図面、強度計算書添付) ↓ 労働基準局長宛又は耐圧証明代行者宛（日本ボイラ協会等）	構造規格検査 水圧試験	合格のものに第二種圧力容器明細書に合格の印を押して交付される
所轄労働基準監督署所管	使用者が手続きする	製品完成			
		設　置	設置届等不要	落成検査等なし	第二種圧力容器明細書保管
		使　用		性能検査等なし 自主点検 ・本体の損傷の有無 ・ふた取付ボルト磨耗の有無 ・管及び弁の損傷の有無	年一回定期的に自主点検を行い、その記録を3年間保存する